

平成 23 年 11 月 29 日開会

平成 23 年 11 月 29 日閉会

平成 23 年第 6 回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

平成 23 年 11 月 29 日

平成 23 年第 6 回北方町議会臨時会会議録

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 32 号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第 4 議案第 33 号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第 5 議案第 34 号 工事請負契約の締結について (町道 3 号線道路改良工事) (町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5 まで

出席議員 (10 名)

1 番	杉 本	真由美
2 番	安 藤	哲 雄
3 番	安 藤	巖
4 番	鈴 木	浩 之
5 番	安 藤	浩 孝
6 番	伊 藤	経 雄
7 番	立 川	良 一
8 番	戸 部	哲 哉
9 番	井 野	勝 已
10 番	日 比	玲 子

欠席議員 な し

説明のため出席した者の職氏名

町 長	室 戸	英 夫
副 町 長	山 本	繁 美
都市環境農政課参事	大 平	喜 義
総 務 課 長	村 木	俊 文

都市環境農政課長

酒 井 友 幸

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	高 橋	善 明
議 会 書 記	木野村	幸 子
議 会 書 記	宮 崎	資 啓

開会 午前 10 時 10 分

- 議長（戸部哲哉君） それでは、おはようございます。
全協に引き続き本会議ということで、よろしく願いいたします。
ただいまから会議を始めたいと思います。
ただいまの出席議員数は 10 人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成 23 年第 6 回北方町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（戸部哲哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 112 条の規定により、議長において 3 番 安藤巖君、4 番 鈴木浩之君を指名します。

日程第 2 会期の決定

- 議長（戸部哲哉君） 日程第 2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日一日と決定をいたしました。

日程第 3 議案第 32 号

- 議長（戸部哲哉君） 日程第 3、議案第 32 号から日程第 5、議案第 34 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（室戸英夫君） それでは、おはようございます。
第 6 回の臨時会が開催をされましたところ、議員の皆さん方には全員の皆さんにご出席をしていただきましたことを厚く御礼を申し上げます。
それでは、議長の命によりまして議案の説明をさせていただきたいと思っております。
まず、議案第 32 号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。
これは 9 月 30 日に行われました人事院勧告に準じて給料月額の設定等を行うに必要なために条例の改正を行うものでございます。なお、施

行期日におきましては平成 23 年 12 月 1 日でございますけれども、一部規定におきましては平成 24 年 4 月 1 日というふうになっております。

議案第 33 号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。

障がい者制度改革本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布施行されたことに伴って、それに関連する規定の整備を行うものでございます。

議案第 34 号 工事請負契約の締結についてでございます。

先の議会でお認めをいただきました同工事につきまして、過ぐる 11 月 24 日に入札の結果、工事請負契約を締結することとなりましたので、これについて議決をいただくものでございます。

契約の目的は町道 3 号線道路改良工事を行うものでございます。契約の方法は指名競争入札で行いました。結果、契約金額 6,090 万円ということになったわけでございます。なお、工期については本契約の締結の日から平成 24 年 3 月 31 日までであります。契約の相手方は岐阜県本巣市仏生寺 639 番地 2、株式会社堀部工務店、代表取締役堀部好秀との間に行うものでございます。以上でございます。

十分なお審議をいただきまして、適切なお決定をいただきますようお願いを申し上げて提案とさせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 議案第 32 号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由の説明が終っておりますので、これから質疑を行います。日比君。

○10 番（日比玲子君） 県から県政事務の移譲がけっこう来ていると思うんですが、どの位来てて、それは例えば職員何人くらいに該当するのか。その 2 点です。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 今の質問でございますが、具体的な数量については、ちょっと申し訳ございませんが、資料がございませんので分かりませんが、代表的な例といたしまして本年度 7 月から始めさせていただいておりますパスポートの交付事業、これは最たる仕事のひとつだと思います。現行パスポートの交付につきましても職員それを携わるために 0.5 人程度それを重視しておるわけですが、通常の業務に加えまして今言いましたようにそんな事業が今増えつつあるというのが実態でございます。

○議長（戸部哲哉君） 他にありませんか。井野君。

○9番（井野勝己君） 一点お聞きをするというか、この人事院勧告に基づく給与改定というのが今まで年々毎にやってきて下がってきておるわけですが、先ほどの説明だとラスパイレスが91.何パーですね北方町は、結果的に見ても30何番目の給与の水準に陥るということですね。それで職員にしても町長部局に百何人おるにしてはおおかた43パーの連中が影響を受けるわけですが、年間給与関係で26,000円ばかり減ると、おまけにこれから今税制改正で非常に介護保険法の改正においてもそういったもんが大幅に増額されてきます。

国会においても公務員のあれは8.何パーセント削減するよという方向の中で、野田総理は人事院勧告による中で、法的に違法ではないということで国会においては下げないよと話をされておりますけども。こういったことで養老町でも反対否決をされたと、県内においても、これは当然町長さんとしては提案せざるをえないと、提案をするんでしょうけども、これはどっちにしても国においても人事院を廃止しようかというところまで来ておりますし、これ以上に給与を下げるということについては、反対討論になってはいけませんけども、町長の考えをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 地方の公務員はご承知のとおり、人事院勧告は国家公務員に対して行われるものでございますけれども、これに準じた対応をするよということ、人事院が発足以来その慣例がきょうまで来ておるわけでございます、私どもの立場としては、きょうまでのその方針に従って議会にご提案をする立場でございますので、個人的にどう思うかと申しましてもこの場で答弁しがたいわけですが、人事院勧告に従って下げさせていただくという提案をさせていただいておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 先ほど105万円ほどと言われましたんですけど、本年度分だけで105万円ということですか。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） これは、町長の提案説明にもございましたとおり、12月1日に改正するわけです。要は改正前の給与に比べて幾らかという差額でございますので、仮に人勧をやらずに見送った場合においては、今のままでございますので、人勧をやることによる差額を申したものです。

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終ります。討論を行います。日比君。

○10 番（日比玲子君） 先ほどの全協の中でも県下でラスパイレスの指数は下から 42 ある市町村の中で 8 番目、若年層は据え置きをして 40 代・50 代が減額して、今も聞いたら、下がりっぱなしの職員がいるわけですよ。そういうことを考えると 40 代・50 代という年代はとてもお金がある時期でもあり、僅か 105 万円、町の中では減額するということであっても、やっぱり 43 人分とはいえ、県からの移譲分が先ほどでましたけども 0.5 人分くらいと・・・まだ、他にもけっこうたくさん分厚い、これくらいあるわけですけど、たぶん町でこの半分くらい移譲されてきていると思うんですけども、けっこうそういう仕事も多い中で、ほんとに職員の労働条件を守ってやる、あるいは賃金を守ってやる、そういうことを考えたら、下がりっぱなしで本当にいいのかということを考えちゃうんですよ。

これで、この条例の案に対しては確かに人勧というのは、公務員として労働の争議権とか団結権とかいうのがなくて人事院が勧告しているとはいえ、ここで働いている人達に安心して働いてもらいたいと思うのであれば、この条例案に反対をしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 他に討論ございますか。

討論を終わります。これから議案第 32 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立 7 名]

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。

したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

○議長（戸部哲哉君） 議案第 33 号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[「質疑、討論省略」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がございますので、これから議案第 33 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決をされました。

○議長（戸部哲哉君） 議案第 34 号 工事請負契約の締結について（町道 3 号線道路改良工事）を議題といたします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[「質疑省略」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 質疑省略の声がありますので、これから討論を行います。日比君。

○10番（日比玲子君） 私はこの34号議案に対して反対討論をしたいと思います。

ここを何度も通って、本当に改良が必要なのかどうかというのを自分の目で改めて確かめてきましたが、北方町全域を見たときに、本当にこの場所をバリアフリー化する、あるいは景観のためにいいのかどうかということを考えたときに、北方町はお金がそれほどないわけですので、経常収支比率も若干良くはなっているとはいえ、財政力指数は前年よりも若干落ちてきてる中で、国がお金をくれるからやるということがありますが、本当にこれが必要なのかどうか。

南の方はちょっと歩道の問題とかいろいろありますので、考えないといけないと思うんですけども、プラタナスがきれいに剪定をされて、本当にあれでバリアフリーをやっていくのかというのがちょっと疑問に思っていますので、私はそんなにやることはないという立場で反対をいたしたいと思います。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 私も先ほど申しましたように前議会でどのようにされておりましてその経緯も分かりませんし、景観を重視されるのかバリアフリーを重視されるのかその辺ちょっと把握しておりませんし、やはり私も見る感じでは、今の地域は別にそんなにというような感じもしますので、私も反対したいと思います。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 他に討論ありますか。

討論を終わります。これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立5名]

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件は、すべて終了をいたしました。

平成23年第6回北方町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時27分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 23 年 11 月 29 日

議 長

署名議員

署名議員